



団体
活動に

仲間と一緒に楽しく

スポーツ安全保険

傷害保険

対象となる事故

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。



団体活動中のケガ



団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合

支払われる保険金

通院日額 1500円

練習中、試合中、練習・試合への往復中のケガで通院



事故報告書を会長に提出（同一内容をメール連絡も可）



スポーツ保険担当者が保険会社に連絡



その後 負傷者と保険会社のやりとりになります。

詳しくは会計（スポーツ保険担当）まで